

A 新規上場申請に係る提出書類等(内国株券)

A

1 新規上場申請に係る提出書類一覧（内国株券）

申請にあたってご提出いただく書類は、以下に記載する「新規上場申請に伴う提出書類」のとおりです。それぞれの書類については、新規上場申請時又は提出要件に該当した都度ご提出いただくこととなります。

予備申請を行う場合は、予備申請日に後述の「予備申請に伴う提出書類」をご提出いただき、定時株主総会後の正式申請日に残りの資料をご提出いただくこととなります。また、ドラフトでご提出いただいた書類及び提出以後記載内容が変更となった書類についても、正式申請日に新しいものをご提出いただくこととなります。

（1）新規上場申請に伴う提出書類（内国株券）

（留意点）

- （1）申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電子データによりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。
- （2）I の部、四半期報告書等を電子データによりご提出いただく場合は、監査報告書、四半期レビュー報告書等を含めた電子データをご提出ください。その場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面でもご提出ください（継続開示会社である場合を除きます）。
- （3）後述の提出書類等の表に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子データでご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、1 ファイルのご提出でかまいません。なお、I の部、四半期報告書等を電子データでご提出いただく際に書面でご提出いただく監査報告書、四半期レビュー報告書等は、1部のご提出で構いません。
- （4）定款は、上場申請日に電子データによりご提出いただき、別途、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。また、コーポレート・ガバナンスに関する報告書については、上場申請日にドラフト版、上場承認日までに確定版を電子データによりご提出いただき、別途、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。

（記号表記・規程の記載について）	
※	東証所定の様式に基づきご提出いただきます。様式は「2 新規上場申請にあたっての提出書類の様式」をご覧ください。
◎	元引受（幹事）証券会社が提出することになります。
(写)	原本の写しをご提出いただきます。
◆	予備申請の際にご提出いただく書類になります。
◇	予備申請の際にご提出いただきますが、ドラフト・未確定版でも結構です。
■	書面でご提出いただく書類になります。
規程	有価証券上場規程
規則	有価証券上場規程施行規則
ガイドライン	上場審査等に関するガイドライン

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
全ての申請会社にご提出いただく書類				
上場申請日	有価証券新規上場申請書※ ◆■	予備申請の際は有価証券上場予備申請書※	1部	規程第204条①
〃	新規上場申請決議取締役会議事録（写）		1部	規則第204条①（1）
〃	新規上場申請者の登記事項証明書◆■		1部	規則第204条①（2）
〃	定款◆		1部	規則第204条①（3）
〃	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）◇	監査報告書を添付。■ 継続開示会社の場合、直前々期の財務諸表・連結財務諸表及び監査報告書を添付。	2部	規程第204条② 規則第204条①（4） bの2
〃	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）◇		2部	規程第204条②
〃	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書※◆■		1部	規則第204条①（6）
〃	確認書※◎◆■		1部	規則第204条①（7） b
〃	公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面◎◇		1部	規則第204条①（7） c
〃	新規上場申請事業年度開始日以降における株主総会及び取締役会議事録（写）	上場申請日以後は開催の都度提出。 ただし、電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。	各1部	規則第206条（1）
〃	監査概要書◇■	最近2年間に終了する各連結会計年度分。	1部	規程第204条⑦

		直前の監査概要書には会社の会計組織、経理規程その他への整備状況等に関する公認会計士、または監査法人による評価について記載した規則第208条②(3)に規定する書面を添付。		規則第208条②(3)
〃	新規上場申請に係る宣誓書 ※◆■		1部	規程第204条①
〃	直近の四半期末における四半期貸借対照表◆	「新規上場申請のための四半期報告書」に財務諸表(単体)が掲載される場合は不要。 審査期間中に四半期末を迎えた場合はその都度提出。ただし、電子開示手続き(EDINET)により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。	1部	規則第206条(9)の2
〃	諸規則集(写)◆	株式事務取扱規程(写)を含む。	1部	規則第204条①(10)
〃	最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知及びその添付資料の写し◇		1部	規則第204条①(11)
〃	主要な事業活動の前提となる事項に係る書面◆		1部	規則第204条①(12)
〃	株券等の分布状況表※◇	上場前の公募・売出し又は数量制限付分売により株主数や流通株式に関する基準を充足する予定である場合は不要。	1部	規則第204条①(21)

〃	株式事務代行機関の設置を証する書面（写）◆		1部	規則第204条①(23)
〃	最近5年間の連結財務諸表（写）◇	最近5年間に有価証券報告書を作成している場合に限る（有価証券報告書を作成していない場合であっても、連結財務諸表を作成している場合は当該連結財務諸表を含む）。また、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されている期間を除く。なお、電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。	1部	IIの部 記載要領XI（3）
〃	最近5年間に於ける連結財務諸表及び財務諸表を作成していない事業年度に関する計算書類及び附属明細書（写）			IIの部 記載要領XI（4）
〃	最近2年間の取締役会議事録（写）◆		1部	IIの部 記載要領XI（5）
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役会（監査委員会）議事録（写）◆		1部	IIの部 記載要領XI（6）
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役監査（監査委員会監査）に係る資料（写）◆	IV. 4. cのフローに係る帳票を対象とする。	1部	IIの部 記載要領XI（7）
〃	最近1年間及び申請事業年度の内部監査に係る資料（写）◆	IV. 3. dのフローに係る帳票を対象とする。	1部	IIの部 記載要領XI（8）
〃	最近2年間の法人税申告書及び添付の勘定科目内訳明	申請会社及び記載すべき子会社を対	1部	IIの部 記載要領XI（9）

	細書（写）◆	象とする。		
〃	申請事業年度の月次業績管理資料（写）◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI（10）
〃	申請事業年度に係る年度予算計画書、中期経営計画書及び計画策定に際して使用した一連の社内資料（写）◆	VII. 1.（1）及び（2）のフローに係る帳票を対象とする。	1部	Ⅱの部 記載要領XI（11）
〃	経営上重要な契約（写）◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI（12）
〃	製・商品及びサービスについてのカタログ・パンフレット等◆		各1部	Ⅱの部 記載要領XI（13）
〃	独立役員届出書のドラフト※◆		1部	Ⅱの部記載要領XI（14）
〃	コーポレート・ガバナンスに関する報告書ドラフト※◆		1部	Ⅱの部記載要領XI（15）
〃	Ⅱの部記載要領IV.5.(1)d「適時開示資料等の管理状況」に記載した対応を文書化した資料（社内規程・マニュアル等）◆		1部	Ⅱの部記載要領XI（16）
〃	事務フロー◇		1部	Ⅱの部記載要領XI（17）
〃	eラーニングに係る同意書◆ ■		1部	—
上場承認 まで	推薦書※◎■		1部	規則第204条①（7） a
〃	取引所規則の遵守に関する確認書※■		1部	規程第204条⑩（1）
〃	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書■		1部	規程第204条⑩（2）
〃	コーポレート・ガバナンスに関する報告書※	上場承認までに提出後、上場日に TDnet を通じて登録。	1部	規程第204条⑫（1）

〃	上場契約書※■		1部	規程第203条①
〃	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）	監査報告書添付（公衆縦覧用）。■	1部	規則第210条①（2）
〃	新規上場申請のための四半期報告書	申請事業年度分。ただし、電子開示手続き（EDINET）により提出している場合には、当該書類の提出は不要。	1部	規則第210条①（3）
〃	時価総額算定書		1部	規程第205条（2）b 規程第205条（3） 規程第205条（6）b
上場日	定款	上場日にTDnetを通じて登録。	1部	規則第210条①（1）
〃	独立役員届出書※		1部	規則第436条の2①
公募により形式基準「純資産の額」を充足する場合				
上場承認まで	純資産の額計算書※		1部	規則第212条⑤（12）
直前々期の財務諸表・連結財務諸表が過去における有価証券届出書・有価証券報告書に記載されておらず、有価証券上場規程施行規則第212条第6項第16号の適用を受ける場合				
上場申請日	直前々期において適用される会計方針を用いた財務諸表・連結財務諸表又は当該書類に準ずるものとして当取引所が適当と認める書類◆	公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付。■	1部	規則第204条①（4）g 規則第212条⑥（16）
申請会社が指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社である場合				
上場申請日	各委員会議事録及び執行役（指名委員会等設置会社の場合）・取締役（監査等委員会設置会社の場合）の決定に関する書面（写）	日常業務に関するものを除く。上場申請日以後は開催の都度提出。ただし、電子開示手続き（EDINET）により提出	各1部	規則第206条（1）

		している場合には、当該書類の提出は不要。		
〃	【指名委員会等設置会社の場合】 会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する執行役への委任事項）の内容を証する書面		1部	規則第204条①(27)
〃	【監査等委員会設置会社の場合】 会社法第399条の13第5項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する取締役への委任事項）の内容を証する書面		1部	規則第204条①(27)の2
直前事業年度における影響度が20%以上となる連結子会社がある場合				
上場申請日	最近5年間の連結子会社の計算書類（連結財務諸表を作成している場合は連結計算書類も含む）（写）	有価証券報告書を作成している場合はその写し。	1部	Ⅱの部 記載要領XI（1）
最近3年間及び申請事業年度に有価証券報告書等に訂正（訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書の提出）を行った場合				
上場申請日	訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書（写）	「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の「第二部組込情報」に添付されている訂正報告書は除く。	各1部	Ⅱの部 記載要領XI（2）
退職給付会計の適用に伴う「純資産の額」の取扱いの適用を受ける場合				
上場申請日	退職給付に係る会計基準退職給付会計の適用に伴う「純資産の額」の取扱いの適用を受ける場合の純資産の額及びその算定の過程を記載した書面◇■		1部	規程第705条

経営上重要な事実等が発生した場合				
発生後直ちに	当該事項に係る報告書		1部	規則第206条(2)
申請会社が支配株主等を有する場合				
上場申請日	支配株主等に関する事項を記載した書面◇	審査期間中に内容に変更があった場合は、最新の内容に更新の上、再度提出。	1部	規則第204条①(30)
非上場の親会社等を有している場合				
上場申請日	親会社等の適時開示等に係る確約書		1部	ガイドラインⅡ 5.(4)b
”	非上場の親会社等に関する決算情報◇	非上場の親会社等が四半期財務諸表作成会社である場合で、審査期間中に決算情報が更新された場合は、最新の内容に更新の上、再度提出。	1部	規則第204条①(28)
上場申請日の属する事業年度の初日以降において自己株式取得決議（会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議）を行った場合				
上場申請日 又は決議後 遅滞なく	自己株式取得に係る株主総会議事録又は取締役会議事録（写）	委員会設置会社にあつては執行役の決定に関する書面を含む。	1部	規則第204条①(5)
上場申請日の属する事業年度の初日以後において自己株式処分等決議を行った場合（会社法第199条第1項の規定による決議又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議））				
上場申請日 又は決議後 遅滞なく	自己株式処分等に係る株主総会議事録又は取締役会議事録（写）	委員会設置会社にあつては執行役の決定に関する書面を含む。	1部	規則第204条①(5)

上場申請日の属する事業年度の初日以降において自己株式消却決議を行った場合（会社法第178条第2項の規定による決議）				
上場申請日 又は決議後 遅滞なく	自己株式消却に係る取締役 会議事録（写）	委員会設置会社に あつては執行役の 決定に関する書面 を含む。	1部	規則第204条①(5)
相互会社が組織変更後の株式会社の株券の新規上場を申請する場合				
上場申請日	最近1年間に終了する事業年 度の社員総会又は総代会の 招集通知及びその添付書類 （写）		1部	規則第204条①(26) a
”	相互会社から株式会社への 組織変更を社員総会又は総 代会において決議したこと を証する書面及び株式会社 の定款		1部	規則第204条①(26) b
”	保険業法第87条第1項に規 定する書面（写）		1部	規則第204条①(26) c
企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める新規上場申請者の場合				
上場申請後 遅滞なく	企業グループの構造に係る リスク情報に関して記載し た報告書		1部	規程第204条⑫(2)

第三者割当、ストックオプションの付与等に係る提出書類

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
直接上場会社で第三者割当等による募集株式・新株予約権の割当を行なっている場合（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る。ストックオプションとしての新株予約権の場合を除く。）				
上場申請日 （上場申請 日以後のと きは遅滞な く）	（継続所有等に関する）確約 書（写）		1部	規則第255条① 規則第257条①

割当を受けた者が割当株式、割当新株予約権の譲渡を行った場合				
上場申請日 （上場申請 日以後の ときは譲渡後 直ちに）	第三者割当等による割当株 式又は割当新株予約権の譲 渡に関する通知書		1部	規則第255条①(3) 規則第257条①(3)

ストックオプションとしての新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る）がある場合

上場申請日 （上場申請 日以後の ときは遅滞な く）	（継続所有等に関する）確約 書（写）		1部	規則第259条①(2) a
〃	新株予約権の割当等に関する 取締役会議事録（写）	委員会設置会社にあつては、執行役 の決定を含む。	1部	規則第259条①(2) b
〃	新株予約権を譲渡しない旨 の契約を締結していること 又は譲渡につき制限を行な っていることを証する書面		1部	規則第259条①(2) c

ストックオプションとしての新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る）を行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合

○上場申請日前に行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合

上場申請日	（継続所有等に関する）確約 書（写）		1部	規則第260条②(1)
〃	新株予約権の割当等に関する 株主総会議事録及びその 割当に関する取締役会議事 録（写）	委員会設置会社にあつては、執行役 の決定を含む。	各1部	規則第260条③(1)
〃	新株予約権の割当に関する 契約内容を証する書面		1部	規則第260条③(2)

○上場申請日以後に行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合

株式取得後 遅滞なく	（継続所有等に関する）確約 書（写）		1部	規則第260条②(2)
---------------	-----------------------	--	----	-------------

公募売出し・公開価格決定等に係る提出書類

（ただし、以下の書類については、電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要です。）

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
有価証券の公募・売出しを行う場合（他市場、直接上場銘柄共通）				
上場申請後 遅滞なく	公募又は売出予定書※◎■		1部	規則第232条①
財務局長等 提出後直ちに	有価証券届出書及びその添付書類（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（3） a
〃	有価証券届出効力発生通知書（写）		1部	規則第206条（3） b
〃	有価証券通知書及びその添付書類（写）	変更通知書を含む。	2部	規則第206条（3） c
申込期間終了の日から 起算して3 日目（休業日 を除く。）の 日まで	公募又は売出実施通知書※ ◎■		1部	規則第237条①
上場に際して公募・売出しを行う未上場会社でブック・ビルディングを行う場合				
上場承認まで	上場前の公募等に係る配分 指針◎	未提出の元引受取引参加者に 限る。	1部	規則第235条②
〃	委託販売団組成事務委託契 約申込書◎■	別添含む。	1部	規則第236条②
決定後直ちに	公開価格及び決定の理由等 のお知らせ	プレスリリース	1部	規則第234条②
〃	ブック・ビルディングの方法 に関する指針◎		1部	規則第242条②
〃	仮条件及び決定の理由等 のお知らせ	プレスリリース	1部	規則第243条②
非取引参加者証券会社または外国証券業者が元引受契約等を締結する場合				
契約後遅滞 なく	契約書（写）		1部	規則第238条
上場に際して公募・売出しを行う未上場会社で入札を行う場合				
上場申請日	特別利害関係者一覧表		1部	規則第204条①（20） a

〃	子会社及び関連会社の一覧表及び当該関連会社の役員名簿		1部	規則第204条①(20)b
〃	従業員名簿		1部	規則第204条①(20)c
上場承認まで	上場前の公募等に係る配分方針◎	未提出の元引受取引参加者に限る。	1部	規則第235条②
〃	競争入札事務委任契約書◎ ■		1部	規則第247条①
決定後直ちに	入札後の公募・売出価格決定のお知らせ	プレスリリース	1部	規則第234条②
〃	類似会社比率価格の算定書		1部	規則第246条②(3)
〃	入札下限価格決定のお知らせ	プレスリリース	1部	規則第246条②(4)
落札結果の通知日から起算して3日以内	落札者名簿◎		1部	規則第251条②
上場に際して公募・売出しを行う他市場上場会社の場合				
決定後直ちに	公募・売出の価格算定書	プレスリリース	1部	—
上場に際して立会外分売を行う他市場上場会社の場合				
上場申請後遅滞なく	数量制限付分売予定書※◎ ■		1部	規則第212条①(6)b(a)
分売の日から起算して3日目(休業日を除く。)の日まで	数量制限付分売後の株式等の分布状況表※◎■		1部	規則第212条①(6)b(c)
上場に際して公募・売出しを行わない未上場会社の場合				
上場日の2日前まで	流通参考値段報告書◎		1部	—
〃	売委託同意株式の値段報告書◎		1部	—
決定後直ちに	新規上場申請に係る内国株券等の評価額算定書※		1部	規則第204条①(24)

未上場会社が公募等を行わない場合に当取引所が幹事取引参加者に株主からの売委託の同意等を要請した場合

上場承認まで	売委託同意株数の確認報告書◎		1部	—
--------	----------------	--	----	---

その他提出資料

（ただし、以下の書類については、電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要です。）

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
上場申請事業年度初日以降上場日までに有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合				
実施後直ちに	発行登録書及びその添付書類並びにその参照書類（写）	訂正分を含む。	各 2 部	規則第 206 条（4） a
〃	発行登録効力発生通知書（写）		1 部	規則第 206 条（4） b
〃	発行登録追補書類及びその添付書類並びにその参照書類（写）		各 2 部	規則第 206 条（4） c
〃	発行登録目論見書（仮を含む）及び発行登録追補目論見書（写）		各 2 部	—
〃	発行登録取下届出書（写）		2 部	規則第 206 条（4） d
上場申請事業年度初日以降上場日までに財務局長等に以下の書類を提出した場合				
財務局長等提出後直ちに	有価証券報告書（写）及びその添付書類	訂正分を含む。	2 部	規則第 206 条（5） a
〃	半期報告書（写）	訂正分を含む。	2 部	規則第 206 条（5） b
〃	四半期報告書（写）	訂正分を含む。	2 部	規則第 206 条（5） c
〃	臨時報告書（写）	訂正分を含む。	2 部	規則第 206 条（5） d
〃	自己株券買付状況報告書（写）	訂正分を含む。	2 部	規則第 206 条（5） e
〃	公開買付届出書（写）	訂正分を含む。	2 部	規則第 206 条（5） f
〃	公開買付撤回届出書（写）		2 部	規則第 206 条（5） f
〃	公開買付報告書（写）	訂正分を含む。	2 部	規則第 206 条（5） f

〃	公開買付意見表明報告書 (写)	訂正分を含む。	2部	規則第206条(5) g
〃	大量保有報告書及び変更報告書 (写)	訂正分を含む。	2部	規則第206条(5) h
〃	内部統制報告書(写)	訂正分を含む。	2部	規則第206条(5) i
自社の発行する有価証券に関する以下の書類の送付を受けた場合				
提出者から送付を受けた後直ちに	公開買付届出書(写)	訂正分を含む。	1部	規則第206条(6) a
〃	公開買付撤回届出書(写)		1部	規則第206条(6) a
〃	公開買付報告書(写)	訂正分を含む。	1部	規則第206条(6) a
〃	大量保有報告書及び変更報告書(写)	それぞれ訂正分を含む。	1部	規則第206条(6) b
〃	公開買付意見表明報告書 (写)	訂正分を含む。	1部	規則第206条(7)
上場日が申請事業年度開始日以後3か月を経過した後となる場合				
遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	申請事業年度の第1四半期に関するもの。四半期レビュー報告書を添付。■	2部	規則第206条(9) a
上場日が申請事業年度開始日以後6か月を経過した後となる場合				
遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	申請事業年度の第1及び第2四半期に関するもの。四半期レビュー報告書を添付。■	2部	規則第206条(9) a、b
上場日が申請事業年度開始日以後9か月を経過した後となる場合				
遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	申請事業年度の第1、第2及び第3四半期に関するもの。四半期レビュー報告書を添付。■	2部	規則第206条(9) a、b、c

（２）新規上場申請のための有価証券報告書

①新規上場申請のための有価証券報告書の種類

「新規上場申請に伴う提出書類一覧表」にもあるように新規上場申請のための有価証券報告書には、Ⅰの部、Ⅱの部及び四半期報告書があります。

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書は、審査において申請会社の事業内容、財務数値等が正しく、かつ投資者に分かりやすく記載されているか、また、開示府令に準じて正しく作成されているかについて確認させていただきます。なお、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書は、上場承認後、公衆縦覧に供されます。

一方、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）は、Ⅰの部に記載されている内容を前述の観点から確認を行ったり、事業内容、内部組織の状況等を理解するために用いる、審査の柱となる資料であります。なお、Ⅱの部はⅠの部と違い、審査資料という位置付けですので上場承認後も公衆縦覧に供されることはありません。

②新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の様式について

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）は、有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則に基づいて、以下の様式でご提出ください。

また、継続開示会社の場合、直前々期の財務諸表・連結財務諸表及び監査報告書を添付する必要があります（規則第204条第1項4号bの2）。

Ⅰの部の項番	準ずる開示府令（注1）の様式
1. 上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者（注2）（注3）	
第一部	第2号の2様式「第三部」【追完情報】
第二部	第2号の2様式「第四部」【組込情報】
第三部	第2号様式「第四部」【特別情報】
第四部	第2号の4様式「第四部」【株式公開情報】
2. 他の金融商品取引所に上場している者で既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者（注2）（注3）	
第一部	第2号の2様式「第三部」【追完情報】
第二部	第2号の2様式「第四部」【組込情報】
第三部	第2号様式「第四部」【特別情報】
3. 他の金融商品取引所に上場している者で上記2. に該当しない者（注3）（注4）	
第一部	第2号様式「第二部」【企業情報】
第二部	第3号様式「第二部」【提出会社の保証会社等の情報】

第三部	第2号様式「第四部」【特別情報】
4. 上記1. ～ 3. に該当しないもの（注4）	
第一部	第2号の4様式「第二部」【企業情報】
第二部	第3号様式「第二部」【提出会社の保証会社等の情報】
第三部	第2号の4様式「第三部」【特別情報】
第四部	第2号の4様式「第四部」【株式公開情報】

（注1）「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）

（注2）「1年間継続して有価証券報告書を提出している者」には、申請直前期の有価証券報告書提出実績はないが、他市場への上場等の理由により申請直前期到有価証券届出書の提出実績があり、その後1年以上継続開示を行っている者も含まれます。

（注3）1. ～ 3. に該当する場合は、IPOの場合と同様に、【特別情報】における最近5事業年度分の財務諸表を2事業年度分に短縮することができます。

（注4）上場申請日時点と上場承認日時点において、記載対象となる直近の四半期が異なる場合には、上場申請日に提出する「Iの部」の四半期情報の記載内容はドラフト（例えば、項目のみの記載）でも結構です。

③新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）作成上の留意点

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）は、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領」にしたがって作成していただくこととなります。なお、会社の業種業態によって記載要領の様式に合わせる事が適当でない場合は、申請会社の判断で適当な様式に変えて記載していただいて差し支えありません。

また、審査担当者は新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）を手掛かりに事業内容の理解を進めますので、審査を円滑に進めるためにも説明部分については会社の強み弱みを飾るところなくありのまま記載していただくようお願い致します。そうしていただくことで、審査担当者の申請会社に対する理解が早まり、結果的に審査期間を短くするなどお互いに効率的に審査を進めていくことにつながります。